

国分寺市公共施設等総合管理計画 令和4年3月改定 新旧対応表

R3.1.26 総務省留意事項通知	新	旧
	<p>序文 令和4年3月の一部改定について</p> <p>市では、平成27年度の『国分寺市公共施設等総合管理計画』の策定後、平成30年度に『国分寺市公共施設適正再配置計画』及び『国分寺市公共施設個別施設計画』を策定しました。</p> <p>国分寺市公共施設等総合管理計画については、長期の視点にたちつつ、原則として10年ごとに見直すこととされていますが、必要があればその都度見直すこととされています。</p> <p>今般、国（総務省）において、平成30年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改定され、さらに令和3年1月に総務省から出された通知（「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」）により、計画の見直しにあたっての記載事項が具体的に示されたことから、その対応として一部改定を行いました。</p> <p>なお、今回の一部改定は、上記の国指針の改定を踏まえ、示された記載事項に沿って現状を追記したものです。本計画策定後の令和元年に人口ビジョンが改定され、本市の人口は令和12（2030）年をピークとして、それ以降は人口減少傾向になると推計されています。そうした状況の変化を踏まえた本計画の見直しについては、十分な検討が必要となることから、当初の計画のとおり、策定から10年を目途に行います。</p>	<p>(記載なし)</p>
1 必須事項		
①基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定年度及び改訂年度 ・計画期間 <p>P2 2. 計画の目的と位置づけ (34ページ参照)</p> <p>図表 計画の位置づけ (図表を修正し、再配置計画、個別施設計画の策定を反映)</p> <p>P3 3. 計画期間 図表 計画期間 (図表を修正し、再配置計画、個別施設計画の策定を反映)</p> <p>P34 第5章 計画の推進 1. 総合管理計画策定後の取組みについて (本文後に下記文言を追記) ※『国分寺市公共施設適正再配置計画』と『国分寺市公共施設個別施設計画』については、平成30年10月に策定を完了している。</p> <p>図表 国分寺市における公共施設等マネジメントの方針について (図表中の適正再配置計画、個別施設計画の策定年度を修正)</p>	<p>P2 2. 計画の目的と位置づけ (33ページ参照)</p> <p>図表 計画の位置づけ</p> <p>P3 3. 計画期間 図表 計画期間イメージ</p> <p>P33 第5章 計画の推進 1. 総合管理計画策定後の取組みについて</p> <p>図表 国分寺市における公共施設等マネジメントの方針について</p>

R3.1.26 総務省留意事項通知		新	旧																																																																							
<p>・有形固定資産減価償却率の推移</p> <p>国分寺市の財務書類（統一的な基準）（平成28～31年度）より作成</p>	<p>・有形固定資産減価償却率の推移</p>	<p>P12</p> <p>（5）有形固定資産減価償却率の状況</p> <p>有形固定資産のうち、物品以外の償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、取得した資産が耐用年数に対し、どの程度の年数が経過しているのかを全体として把握することができます。</p> <p>比率が高くなれば、資産の老朽化が進んでいる可能性があると考えられます。比率が低くなれば、新しい資産が多い（老朽化対策が行われている）と考えられます。</p> <p>固定資産台帳の作成を開始した平成28年度以降では、有形固定資産全体ではほぼ横ばいに推移している状況が把握できます。</p> <p>（有形固定資産減価償却率（%）＝減価償却累計額÷償却資産の取得価額×100）</p> <p>※土地・建設仮勘定等は非償却資産とされますので、有形固定資産減価償却率の算定には含まれません。</p> <p>図表 有形固定資産減価償却率の推移（平成28～平成31年度）</p> <table border="1" data-bbox="443 763 922 925"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H28※</th> <th colspan="2">H29※</th> <th colspan="2">H30※</th> <th colspan="2">H31</th> </tr> <tr> <th>期首</th> <th>期末</th> <th>期首</th> <th>期末</th> <th>期首</th> <th>期末</th> <th>期首</th> <th>期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減価償却累計額（百万円）</td> <td>35,890</td> <td>36,929</td> <td>37,180</td> <td>38,096</td> <td>37,471</td> <td>38,096</td> <td>37,471</td> <td>37,471</td> </tr> <tr> <td>償却資産の取得価額（百万円）</td> <td>58,724</td> <td>59,109</td> <td>60,250</td> <td>61,161</td> <td>62,064</td> <td>61,161</td> <td>62,064</td> <td>62,064</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産減価償却率（%）</td> <td>61.1%</td> <td>62.5%</td> <td>61.7%</td> <td>62.3%</td> <td>60.4%</td> <td>62.3%</td> <td>60.4%</td> <td>60.4%</td> </tr> <tr> <td>（内訳）事業用資産</td> <td>63.9%</td> <td>65.4%</td> <td>63.0%</td> <td>63.1%</td> <td>62.6%</td> <td>63.1%</td> <td>62.6%</td> <td>62.6%</td> </tr> <tr> <td>インフラ資産</td> <td>57.4%</td> <td>58.8%</td> <td>59.4%</td> <td>60.6%</td> <td>58.2%</td> <td>60.6%</td> <td>58.2%</td> <td>58.2%</td> </tr> <tr> <td>物品</td> <td>87.8%</td> <td>85.7%</td> <td>85.7%</td> <td>86.5%</td> <td>-</td> <td>86.5%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度の財務書類までは物品を含めた償却資産で有形固定資産減価償却率を算出している。なお、物品を除いた平成30年度の有形固定資産減価償却率は61.8%である。</p> <p>出典：国分寺市の財務書類（統一的な基準）（平成28～31年度）より作成</p>		H28※		H29※		H30※		H31		期首	期末	期首	期末	期首	期末	期首	期末	減価償却累計額（百万円）	35,890	36,929	37,180	38,096	37,471	38,096	37,471	37,471	償却資産の取得価額（百万円）	58,724	59,109	60,250	61,161	62,064	61,161	62,064	62,064	有形固定資産減価償却率（%）	61.1%	62.5%	61.7%	62.3%	60.4%	62.3%	60.4%	60.4%	（内訳）事業用資産	63.9%	65.4%	63.0%	63.1%	62.6%	63.1%	62.6%	62.6%	インフラ資産	57.4%	58.8%	59.4%	60.6%	58.2%	60.6%	58.2%	58.2%	物品	87.8%	85.7%	85.7%	86.5%	-	86.5%	-	-	<p>（記載なし）</p>
	H28※			H29※		H30※		H31																																																																		
	期首	期末	期首	期末	期首	期末	期首	期末																																																																		
減価償却累計額（百万円）	35,890	36,929	37,180	38,096	37,471	38,096	37,471	37,471																																																																		
償却資産の取得価額（百万円）	58,724	59,109	60,250	61,161	62,064	61,161	62,064	62,064																																																																		
有形固定資産減価償却率（%）	61.1%	62.5%	61.7%	62.3%	60.4%	62.3%	60.4%	60.4%																																																																		
（内訳）事業用資産	63.9%	65.4%	63.0%	63.1%	62.6%	63.1%	62.6%	62.6%																																																																		
インフラ資産	57.4%	58.8%	59.4%	60.6%	58.2%	60.6%	58.2%	58.2%																																																																		
物品	87.8%	85.7%	85.7%	86.5%	-	86.5%	-	-																																																																		
<p>②維持管理・更新等に係る経費</p> <p>個別施設計画より</p>	<p>・対策の効果額</p> <p>※見込みについては、少なくとも10年程度の期間</p>	<p>P27</p> <p>③長寿命化の実施方針</p> <p>（ページ下部に下記注釈を追記）</p> <p>※【個別施設計画における長寿命化等による効果額】（令和4年3月追記）</p> <p>本計画の基本目標では、現状の財政における投資額の水準の範囲内において、現在の行政サービスの質を維持するために必要な公共施設の機能を極力維持することとしています。</p> <p>個別施設計画において、今後40年間の全施設の長寿命化等による費用を算出した結果、本計画で試算した修繕・更新費用の約715億円から約479億円となり、約236億円の削減効果を示しています（詳細は個別施設計画を参照）。</p>	<p>P26</p> <p>③長寿命化の実施方針</p>																																																																							
<p>③公共施設等の管理に関する基本的な考え方</p> <p>関係法令などに基づいた考え方を追記</p>	<p>・ユニバーサルデザイン</p>	<p>P33</p> <p>3. ユニバーサルデザイン化の考え方</p> <p>長寿命化改修や再配置計画の実施にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく、公共施設等のバリアフリー化に取り組みます。</p> <p>また、ユニバーサルデザイン化を推進するにあたり、平成29年2月に関係関係会議でとりまとめられた「ユニバーサルデザイン2020行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、すべての人が利用しやすい施設づくりを進めていきます。</p>	<p>（記載なし）</p>																																																																							

R3.1.26 総務省留意事項通知		新	旧
	<p>・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針</p>	<p>P36</p> <p>3. PDCAサイクルの推進</p> <p>計画の実施結果の検証と見直しについては、再配置計画に記載のとおり、個別施設計画の進捗状況等を踏まえて再配置計画の進行管理を行い、あわせて、人口動向をはじめとした公共施設を取り巻く社会経済状況等を分析し、必要に応じ再配置計画の内容を見直します。</p> <p>再配置計画の対象外となった施設で個別に維持する施設については、長寿命化等のロードマップである個別施設計画に基づき維持管理を行います。個別施設計画では、長寿命化の実施状況や点検・診断による各施設の現状を踏まえ、計画の精査を行います。</p> <p>このように、総合管理計画の実施計画である再配置計画と個別施設計画を連携させながら、その結果を総合管理計画にフィードバックし、社会経済状況等を踏まえ、更なる改善策を検討することで、PDCAサイクルによる総合管理計画の見直しと、実現性や効果の向上を図っていきます。</p> <p>図表 PDCAサイクルのイメージ</p>	(記載なし)
2 記載が望ましい事項			
④保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針		<p>P29</p> <p>(3) その他留意点（危機管理等に関する事項）</p> <p>③保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する考え方</p> <p>再配置計画の実施により未利用・低利用資産が発生した場合においては、更なる再配置のための施設・用地としての活用を前提に検討し、それが困難な場合には、財政への寄与を目的とした売却や貸付による施設整備等の財源としての活用を検討します。</p>	<p>P28</p> <p>(3) その他留意点（危機管理に関する事項）</p> <p>(記載なし)</p>
その他（総務省通知と関係のない軽微な修正）			
上記までの改定に伴う項目番号・ページ番号の修正		<p>P18</p> <p>戦略⑥ (35ページも参照)</p> <p>P37</p> <p>4. 公共施設の運用管理の一元化・公共施設等マネジメント推進部署の設置 (19ページ参照)</p> <p>P38</p> <p>5. 市民との情報共有の推進</p>	<p>P17</p> <p>戦略⑥ (34ページも参照)</p> <p>P35</p> <p>3. 公共施設の運用管理の一元化・公共施設等マネジメント推進部署の設置 (18ページ参照)</p> <p>P36</p> <p>4. 市民との情報共有の推進</p>